

次期中間処理施設整備事業の**施設整備基本計画・地域振興策**に関するご意見について

1. 目的

印西市・白井市・栄町で構成する印西地区環境整備事業組合では、昭和61年に稼働開始した「ごみ焼却施設」である現印西クリーンセンターの老朽化に伴い、次期中間処理施設（ごみ焼却施設及びリサイクルセンター施設）の整備事業を進めております。

平成26年11月28日に、建設候補地として選定された印西市内の吉田地区の地元町内会である「吉田区」と事業を推進するにあたり、双方の役割や今後の協議の進め方など、基本的な事項について確認・合意に至り、「次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書」を平成27年3月3日に締結いたしました。

今後は、基本協定書に基づき、施設整備基本計画の調査・審議を担当する「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」と地域振興策について調査・審議を担当する「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」により、次期中間処理施設と周辺地域との共存共栄の基礎を構築するための具体的な協議を進め、事業の実現に向け取り組んでいきます。

施設整備基本計画や地域振興策に関する皆さまからのご意見を幅広く受け付け（匿名可）、本事業を進めていくうえでの参考といたします。

2. 関係資料等

印西地区環境整備事業組合のホームページに掲載している記事をご覧ください。

※ホームページアドレス <http://www.inkan-jk.or.jp/> → トップページ「次期中間処理施設整備事業について」をクリック

3. 意見の提出先

〒270-1352 印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター 次期施設推進班 宛て

4. 意見の提出方法

- (1) 組合窓口への持参：平日9時から17時まで。（会議開催時も受付します。）
- (2) 郵便等による送付
- (3) ファクシミリによる送付：ファクシミリ番号 0476（47）1765
- (4) 電子メールによる送付：電子メールアドレス jikisisetu@inkan-jk.or.jp

5. 意見の提出期間

平成27年5月25日から平成28年3月31日まで

6. 意見を提出することができる方

どなたでも意見を提出することができます。

7. 不適切な意見の排除

不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれるご意見は、下記8で規定する取り扱いをしません。

8. 提出された意見の取り扱い

両検討委員会の参考資料として活用させていただきます。

また、印西地区環境整備事業組合のホームページにて公開します。

9. 所定様式

様式1（次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画に関する意見書）のとおり。

様式2（次期中間処理施設整備事業地域振興策に関する意見書）のとおり。

※上記2の組合ホームページから、ダウンロードできます。

10. 問合せ先

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター 次期施設推進班

電話番号 0476（46）2734